

社会総がかりによる

「地域教育力日本一」の取組の推進

社会に開かれた教育課程の実現に向けた「山口県の地域連携教育」の更なる推進

～義務教育・高等学校教育の各段階を通じて、全県的な規模で、学校と家庭・地域・社会の連携・協働による取組を充実～

子どもも大人も学び合い育ち合う社会

県内外・海外

企業
経済団体

行政機関
NPO

大学等
研究機関

関係機関

学校・学科の特色や専門性に
応じた高等学校・特別支援学校等
ならでの取組の推進

やまぐち型社会連携教育
(高等学校・特別支援学校等)

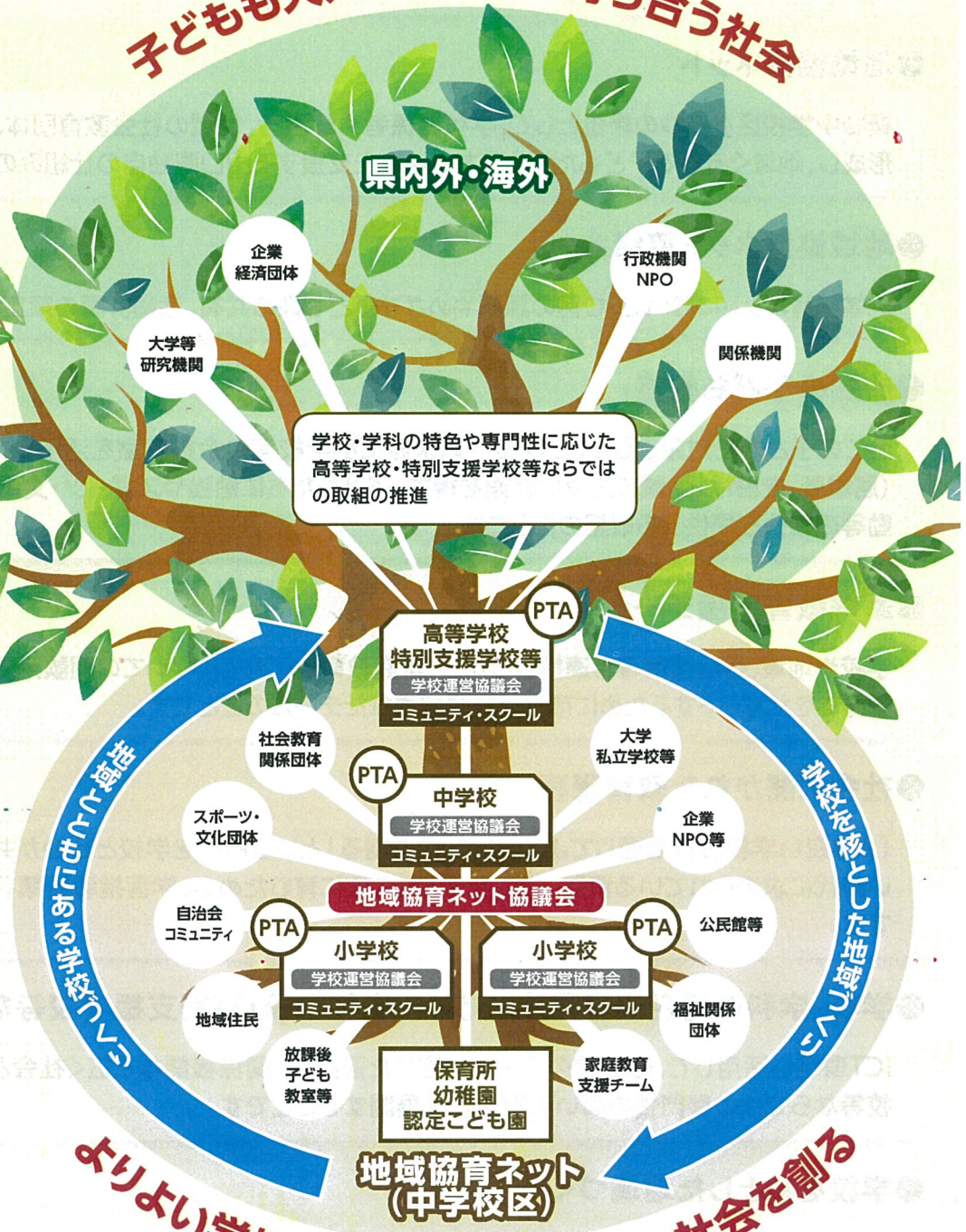
「社会に開かれた教育課程」の理念の下、地域協育ネットの仕組みを生かしながら、学校・学科の特色や専門性に
応じて広く社会と連携し、子どもたちの豊かな学びの実現を支援する取組を推進

- ・生徒一人ひとりの自己実現と社会参画
- ・共生社会の実現

やまぐち型地域連携教育
(小・中学校)

コミュニティ・スクールを核とし、地域協育ネットの仕組みを生かして、社会総がかりで子どもたちの学びや育ちを見守り、支援する取組を推進

- 子どもたちの自己肯定感の高まり、郷土愛や地域貢献・社会貢献の意識の高まり等



地域協育ネット
(中学校区)
よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る

山口県の地域連携教育

人づくりと地域づくりの好循環の創出をめざして、コミュニティ・スクールと家庭・地域住民、企業・大学等の連携・協働により、郷土への誇りや愛着を育むとともに、子どもの豊かな学びや育ちを実現していく教育

●学校運営協議会

教育委員会から任命された委員によって構成された合議体で、教育委員会の下部組織に当たり、「①校長が作成する**学校運営の基本方針の承認を行う**」「②**学校運営について**、教育委員会又は校長に**意見を述べる**ことができる」「③**教職員の任用に関して**、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に**意見を述べる**ことができる」という3つの権限をもっています。

学校運営協議会制度は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく制度です。

●コミュニティ・スクール

学校運営協議会を設置している学校のことです。学校の課題解決に向けて保護者や地域住民が学校運営に参画し、**学校・家庭・地域が連携・協働**しながら子どもたちの豊かな学びや成長を支えていく取組が行われています。

●地域協育ネット

概ね中学校区を一つの単位として、学校関係者や保護者、地域の社会教育団体、専門機関等との**ネットワーク**を形成し、地域ぐるみで子どもたちの育ちや学びを支援する山口県独自の仕組みのことです。

●地域協育ネット協議会

地域協育ネットにおいて、校区の課題やめざす子ども像の共有、活動計画の策定などを行う協議の場です。

●放課後子ども教室

全ての子どもを対象として、放課後や週末等に小学校等の余裕教室を活用し、**安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)**を設け、**地域の方々の参画**を得て、子どもたちに勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取組のことです。

●家庭教育支援チーム

学校や地域、行政機関等と連携しながら、家庭教育や子育てについての相談活動や講座等を実施し、家庭教育や子育てをサポートするために市町等で編成されたチームのことです。

●社会に開かれた教育課程

「**より良い学校教育を通じてより良い社会を創る**」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められている資質・能力を子どもたちに育むための、**学習指導要領(平成30年告示)の基本的な理念**です。

●学校・学科の特色や専門性に応じた高等学校・特別支援学校等ならでの取組

ICT環境も活用して、**各学校のテーマに応じた**連携先、関係機関など広く社会と連携し、高等学校・特別支援学校等ならでの**専門性の高い教育活動**を展開することです。

●学校を核とした地域づくり

学校を核とした協働の取組を通じて**地域の将来を担う人材を育成**し、**自立した地域社会の基盤を構築**することです。

●地域とともにある学校づくり

開かれた学校から一歩踏み出し、地域の人々と**目標やビジョンを共有**し、**地域と一体**となって子どもたちを育むことです。